

## Q & A

### ■ 1 制度全般

Q 1-1 今までと何が変わるのですか？

【参考：県手引き全般】

A 福祉医療費の現物給付の事務手続が変わります（現物給付とは、受診時に医療費の自己負担分の支払いを無しにする、いわゆる窓口負担の無料化のことです）。

※償還払い（受診時に医療費の自己負担分を窓口でいったん支払い、受診月から概ね2～3ヶ月後に、医療費の自己負担分相当額を払い戻す）の事務手続は、これまでと同じです。

Q 1-2 どのように変わるのですか？

【参考：県手引き全般】

A 大きく次の2点が変わります。

#### 1点目 現物給付の広域化（県内相互乗り入れ）が始まります

これまでは、鈴鹿市内の医療機関での受診に限っていましたが、**県内の医療機関に現物給付の適用を拡大**します。

これにより、例えば、津市や四日市市や亀山市で、福祉医療費の現物給付の受給資格証の交付を受けている未就学の子どもが、鈴鹿市内の医療機関を受診する場合でも、現物給付が適用されます。

#### 2点目 現物給付の請求方法はレセプト方式に変わります

これまで、現物給付の請求は、償還払いと同様、領収証明書（公費区分「4その他1」を選択）により、国保連合会に提出する方式で行っていました。

**9月診療以降は、保険請求する際のレセプトを利用し、福祉医療費の現物給付の請求を行ってください。**

具体的には、レセプトの公費負担者番号欄に、福祉医療費の公費負担者番号を、また、レセプトの公費負担医療の受給者番号欄に、福祉医療費の現物給付の受給資格証番号をそれぞれ記載し、さらに、レセプトの療養の給付欄に、福祉医療費の点数等必要な情報を記載して請求します。

※その他の変更点もあります。詳しくは、県手引きをご覧ください。

Q 1-3 いつから変わりますか？

【参考：県手引き 4 ページ】

A 令和元年 9 月 1 日（9 月診療分） から変わります。

Q 1-4 なぜ現物給付の事務手続が変わりますか？

【参考：県手引き 4 ページ】

A 現物給付について、県では、対象者の利便性の向上（県内相互乗り入れ）等のため、関係団体や市町と調整し、これまで各市町で異なっていた現物給付の事務手続のうち、主な手続を、県内で統一することとしました。

統一する手続の内容等は、県手引きのとおりです。

9 月診療以降、医療機関や各市町は、この県手引きに基づき、現物給付の事務手続を行っていくこととなります。

このため、現在、鈴鹿市で行っている現物給付の事務手続と異なる部分については、変更が必要になります。

Q 1-5 現物給付の県内相互乗り入れに例外はあるのですか？

【参考：県手引き 16 ページ】

A 松阪市の未就学児は、鈴鹿市では現物給付を適用することができません。詳しくは、県手引き 16 ページの Q & A をご覧ください。

## ■ 2 受給資格証

Q 2-1 受給資格証に変更はあるのですか？

【参考：県手引き 8, 9, 35 ページ】

A 現物給付が適用される未就学の子どもの受給資格証は、左側が償還払い用、右側が現物給付用の一対型です。

このうち、右側の現物給付用（鈴鹿市はオレンジ色。県内他市町の色は、それぞれ異なります。）のレイアウトが変わります。

福祉医療費の現物給付をレセプトで請求するために必要な「公費負担者番号」

の欄を新たに設定します。

公費負担者番号や新しい受給資格証の見本は、次のとおりです。

➤ 鈴鹿市の公費負担者番号

鈴鹿市 障がい者医療費	80240070
鈴鹿市 一人親家庭等医療費	82240078
鈴鹿市 子ども医療費	81240079

※県内各市町の公費負担者番号は、県手引き35ページをご覧ください。

➤ 鈴鹿市の証見本（9月診療以降）

償還払い用

現物給付用

<b>鈴鹿市 福祉医療費受給資格証</b>		<b>現物給付 鈴鹿市 福祉医療費受給資格証</b>	
受給資格証番号		公費負担者番号	
有効期間		受給資格証番号	
受給資格者	住所	住所	フリガナ
	フリガナ		
加入医療保険	氏名	氏名	性別
	生年月日		
加入医療保険	保険者番号	生年月日	性別
	名称等		
加入医療保険	被保険者氏名	三重県 <b>鈴鹿市長</b> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市長の印</span>	
	記号番号	<small>※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。          ※県内医療機関等においても、現物給付方式に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。          ※鈴鹿市外へ転出した場合等、資格喪失後は、この受給資格証は使用できません。万が一使用した場合は、鈴鹿市への返金が発生しますので、速やかに返却してください。</small>	

ココに表示  
されます

Q 2-2 受給資格証に表示されている受給資格者の固有番号（受給資格証番号）はどうなるのですか？

A 現物給付が適用される未就学の子どもの受給資格証は、左側が償還払い用、右側が現物給付用の一対型です。

現在、左側の償還払い用と右側の現物給付用の受給資格証番号は、同じ番号を表示していますが、右側の現物給付用の受給資格証番号が変わります。

右側の現物給付用には、福祉医療費の現物給付をレセプトで請求するために必要な専用の受給資格証番号を設定します。

9月診療以降有効な証には、左側の償還払い用と右側の現物給付用で、それぞれ異なる受給資格証番号を表示します。

なお、9月診療以降、誤って左側の償還払い用の受給資格証番号をレセプトに記載して請求した場合は、返戻となります。



➤ 鈴鹿市の証見本（9月診療以降）

鈴鹿市 福祉医療費受給資格証		現物給付 鈴鹿市 福祉医療費受給資格証	
受給資格証番号		公費負担者番号	
有効期間		受給資格証番号	
住所		住所	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	
生年月日	性別	生年月日	性別
加入医療保険		三重県 鈴鹿市長 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市長の印</span>	
名称等			
被保険者氏名			
記号番号		<small>※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。                  ※県内医療機関等においても、現物給付方式に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。                  ※鈴鹿市外へ転出した場合等、資格喪失後は、この受給資格証は使用できません。万が一使用した場合は、鈴鹿市への返金が発生しますので、速やかに返却してください。</small>	
三重県 鈴鹿市長 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">市長の印</span>			

Q 2-3 近隣市の受給資格証のデザインはどうなっているのですか？  
【参考：県手引き 9 ページ】

A 県は各市町に対し、受給資格証の標準的なモデルを示しています。  
本市もそうですが、各市町もその標準的なモデルを参考に受給資格証を作成しています。  
証の色は各市町で異なりますが、概ね本市と同様です。

### ■ 3 窓口受付時の取扱

Q 3-1 近隣市の現物給付の対象はどうなっているのですか？

A 現時点における近隣市の実施状況は、次のとおりです。

近隣市	障がい者医療費	一人親家庭等医療費	子ども医療費
津市	未就学児まで	未就学児まで	未就学児まで
四日市市	-	-	未就学児まで
亀山市	未就学児まで	未就学児まで	未就学児まで

Q 3-2 未就学児なら現物給付を適用していいのですか？

【参考：県手引き 4, 7, 16 ページ】

A 有効期間中の現物給付用の受給資格証の提示があった場合に、現物給付を適用することができます。

なお、同時に、受給資格証に表示された住所に変更がないか（特に他市町へ転出していないか）の口頭確認をお願いします。

※松阪市の未就学児は、鈴鹿市では現物給付を適用することができません。

県手引き 16 ページの Q 1-5 をご覧ください。

Q 3-3 どのような場合、限度額適用認定証の確認が必要になりますか？

【参考：県手引き 5～7, 15 ページ】

A 現在、国民健康保険（国保）や被用者保険の別にかかわらず、入院時に現物給付を適用するためには、限度額適用認定証の確認が必要でしたが、9月診療以降は、外来時も含め、次のように変わります。

➤ 9月診療以降の現物給付適用に必要な限度額適用認定証の確認

区分	窓口での限度額適用認定証の確認	
	外来	入院
国民健康保険（国保）	高額療養費該当時は 必要	必要（注）
被用者保険	不要	不要

（注）ただし、入院時の総医療費が「12,300点未満」であれば、確認不要

Q 3-4 入院時の食事療養費標準負担額の取扱はどうなるのですか？

【参考：県手引き6， 13ページ】

A 入院時の食事療養費標準負担額を助成している市町は，県内でも一部です。現物給付を適用するのは，川越町と紀宝町のみで，本市とその他市町は，償還払いとなります。

償還払いの市町では，現物給付した医療費をレセプトで請求する場合の，食事療養費標準負担額の助成は，対象者が，直接，市町の窓口へ領収証を持参する申請償還方式となります。

※鈴鹿市では，住民税非課税世帯で食事療養費の減額認定を受けている場合が助成の対象となります。

Q 3-5 現物給付の判断に迷ったらどうしたらいいですか？

【参考：県手引き7， 36ページ】

A 県手引き7ページの判定フローチャートを活用してください。各市町の問い合わせ先は，県手引き36ページをご覧ください。

## 4 現物給付の支払

Q 4-1 福祉医療費の現物給付分の入金時期はどうなるのですか？

【参考：県手引き 10 ページ】

A 現在、福祉医療費の現物給付分は、鈴鹿市から各医療機関へ支払っています。その時期は、診療月の翌々月末で、その際には、医療費振込決定通知書（下記見本参照）で、件数と金額を通知しています。

9月診療以降は、鈴鹿市ではなく、審査支払機関から保険給付分と併せて福祉医療費の現物給付分を支払います（鈴鹿市からの医療費振込決定通知書の送付はありません）。

### ➤ 9月診療以降の現物給付分の支払

支払者（審査支払機関）	支払時期
支払基金	原則、診療月の翌々月 21 日まで
国保連合会	診療月の翌々月 20 日 (訪問看護は診療月の翌々月末)

### ➤ 鈴鹿市の通知見本（8月診療分で終了）

<p>医療機関 様</p> <p style="text-align: center;">三重県鈴鹿市長 末松 則子</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">市長の印</div> <p style="text-align: center;">医療費振込決定通知書</p> <p>時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。 平素より鈴鹿市福祉医療費助成制度につきましては、深い御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、鈴鹿市福祉医療費助成制度受給資格者に対し、現物給付方式での助成を行った分の医療費につきまして、次のとおり振込みを決定しましたので通知します。</p> <p>平成 31 年 4 月 国保連合会送付分 振込予定日 令和 元年 5 月 31 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>決定件数</td> <td style="text-align: right;">38 件</td> </tr> <tr> <td>助成振込決定額</td> <td style="text-align: right;">52,710 円</td> </tr> </table> <p>※ 預金口座を解約したときは、至急お知らせください。</p>	決定件数	38 件	助成振込決定額	52,710 円	<p style="text-align: center;">～鈴鹿市からのお知らせ～</p> <p>《現物給付方式にかかる対応確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 『保険証』『現物給付方式の受給資格証』の確認をお願いします。</li> <li>● 受給資格証に表示されている住所に変更がないか、口頭確認をお願いします。</li> <li>● 入院の場合、『限度額適用認定証』の確認が必要です。</li> <li>● 公費負担制度がある場合、『公費負担受給者証』等の確認が必要です。</li> <li>● 日本スポーツ振興センター災害共済の給付を受ける場合は、福祉医療費助成制度の対象となりません。自己負担額を徴収の上、日本スポーツ振興センター災害共済の給付手続きを進めてくださいますようお願いいたします。</li> </ul> <p>★ 現物給付方式の対象者拡大は、平成 31 年 4 月 1 日以降受診分からです。現物給付は 6 歳年齢到達年度の 3 月 31 日までとなります。受給資格証の有効期間に御注意ください。</p>
決定件数	38 件				
助成振込決定額	52,710 円				





Q 5-2 9月診療以降の現物給付を、従前の方法（領収証明書の公費区分「4 その他1」）で請求すると、どうなるのですか？

A 9月診療以降の現物給付の請求は、レセプトに統一されますので、従前の方法（領収証明書の公費区分「4 その他1」）で請求した場合は、返戻となります。正しい請求方法（レセプト）で請求しなおしてください。

Q 5-3 現物給付を請求する場合のレセプト記載例はありませんか？  
【参考：県手引き17～34ページ】

A 県手引き17ページからの第7章資料編を参考にしてください。

## ■ 6 その他

Q 6-1 9月の制度改正までに何をしなければならないのですか？

A 9月診療以降、福祉医療費の現物給付の請求は、レセプトで行います。  
各医療機関では、8月末までにレセプトコンピューターシステムの改修（仕様変更、設定変更等）が必要になるものと考えられます。  
レセプトコンピューターシステムベンダー（電算会社）と福祉医療費の現物給付レセプト請求について調整いただき、適切な対応をお願いします。

Q 6-2 市民周知はどうするのですか？

A 広報すずか8月5日号に掲載予定の福祉医療費の受給資格証の更新記事の中で周知する予定です。  
また、対象となる未就学児の保護者へは、8月中旬に送付予定の受給資格証にチラシを同封して周知する予定です。

Q 6-3 市内の現物給付の対象者数は何名ですか？

A 約9,400名です（令和元年4月末時点）。